

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による  
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。  
この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

栃木県知事 様

平成 年 月 日

（ ） 建築士事務所 栃木県知事登録 第 号

事務所名称

所在地

電話

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

..... ㊞

事業年度 月 日 ～ 月 日

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。







